

別紙6 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

第1 事業の実施方針

本事業は、茶や薬用作物等の地域特産作物（国内で地域特性をいかして生産され、通常何らかの加工を施して利用される作物をいう。以下同じ。）について、消費者や実需者ニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大及び担い手の育成などを強力に推進するため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など、生産から消費までの取組を総合的に支援することとし、実施するものとする。

第2 事業の内容

1 事業の内容

本事業は次の（１）から（３）までの事業から構成されるものとし、各事業の内容等はそれぞれⅠからⅢまでに定めるとおりとする。

- （１）全国的な支援体制の整備事業
- （２）地域の生産体制強化・需要創出事業
- （３）甘味資源作物等支援事業

2 補助要件

事業実施主体は、本要領別表１の６に定める者であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- （１）１に掲げるそれぞれの事業に係る地域特産作物についての知見を有し、かつ、地域特産作物の産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。
- （２）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （３）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- （４）本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。
- （５）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 優先採択

- （１）第 2 の 1 の（２）に関して、本要領別表 4 の（注 2）に規定する優先採択の予算の上限は 1 億円とする。
- （２）第 2 の 1 の（２）に関して、本要領別表 4 の（注 3）については優先採択することとし、予算の上限は 1 億円とする。
- （３）第 2 の 1 の（２）及び（３）に関して、本要領別表 4 の（注 5）については、審査基準に基づくポイントが同点の場合に限り、優先的に採択するものとする。

4 事業実施に当たっての留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって以下に留意するものとする。

- (1) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸し付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。
- (2) 農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

I 全国的な支援体制の整備事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 本事業は、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効果的・効率的で適切な実施を図るために行う以下の取組。このうち、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者による検討会を開催して行う、事業全体の方針及び内容の検討

(イ) 進行管理及び成果の取りまとめ

(ウ) (ア) 及び (イ) の取組に係る情報発信等

イ 事前相談窓口の設置

地域特産作物の産地化を望む地域の課題や要望に一元的に対応する体制を確立するための事前相談窓口の設置

ウ 地域相談会等の実施

地域特産作物の販路の確保・拡大に向けて、産地サイドと実需者サイドの連携を図ることを目的として行う、生産状況や需要状況に関する情報の交換や共有等を行うマッチング（実需者サイドに地域特産物を供給することを希望する産地サイドと、産地サイドから地域特産物を購入することを希望する実需者サイドの双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）や地域相談会等の実施

エ 栽培技術研修の実施

栽培指導者等を対象とした地域特産作物の産地形成や栽培技術指導体制の確立に資する研修の実施

オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等

地域特産作物に関する各産地の生産及び流通状況の把握や栽培技術の確立・普及等に必要な調査・分析等

カ 需要・消費動向等調査・検討の実施

地域特産作物に関する実需者や消費者のニーズ、需給動向等の調査・検討

キ 課題解決実証の実施

各産地の共通課題の解決のために行う以下の取組

(ア) 新たな作物や品種の導入

(イ) 栽培技術・加工技術の確立

(ウ) 農業機械等の開発・改良

(エ) 新商品の開発、試作品の商品性評価等の実証及び実証に必要な農業機械等のリースによる導入。なお、実証に当たっては、産地と連携して広範な波及効果を見込むなど効果的な技術実証となるように留意するものとする。

ク 需要拡大に資する取組の実施

需要拡大を目的として行う、地域特産作物に関する普及・啓発、学校や消費地

のイベントへの日本茶インストラクター等の専門家の派遣、日本茶の新たなサプライチェーン参画事業者のリスト化と全国的な消費喚起策の企画・実施、地域特産作物の加工手法、調理手法並びに地域特産作物本体及び地域特産作物を加工又は調理した成果品に対する評価手法の検討・策定等

ケ 人材登録等の実施

地域特産作物に関する人材に係る以下の取組

- (ア) 地域特産作物の栽培・加工、流通等に関して卓越した技能を有する人材（以下「卓越技能人材」という。）の登録、表彰及び周知
- (イ) 卓越技能人材相互の情報交換会の開催
- (ウ) 地域特産作物の生産体制の強化等を目的として行う、栽培技術等に関するアドバイスをを行うことができる人材の全国への派遣

コ 情報発信ツールの構築

地域特産物に関する情報発信ツールの構築や契約栽培の促進のための情報発信。なお、（３）ア（ア）にかかわらず、複数の対象品目について一体的に行うことができるものとする。

サ 技術拠点農場の設置

薬用作物の省力化・安定化技術体系について、実需者と生産者の相互理解が深まるよう、産地における新たな生産技術等を導入・実証し、省力化・安定化栽培技術体系を確立するための技術拠点農場の設置。

（２）対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。）、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにやく、パインアップル、その他の地域特産作物（ホップ、桑、繊維原料、油糧作物、染料作物、和紙原料作物等をいう。以下同じ。）とする。

（３）事業の実施基準

ア 事業の実施

- (ア) 事業実施主体は、課題解決に資する（１）アからサまでの事業内容を、（２）に掲げる対象品目ごとに、原則として下表のとおり実施することとする。

ただし、茶、こんにやく、パインアップルについて、他の事業内容を組み合わせることで実施することが課題解決により効果的と認められる場合はこの限りではない。なお、（１）アの検討会については必ず実施するものとする。

品 目	対象となる事業の取組内容
茶	(1) ア、ウ、オ、カ、キ、ク及びコ
いぐさ・畳表	(1) アからコまで
繭・生糸	(1) アからコまで
こんにやく	(1) ア及びウからコまで
薬用作物	(1) アからサまで
パインアップル	(1) ア、カ、キ、ク、ケ及びコ
他の地域特産作物	(1) アからコまで

(イ) 事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を実施するものとする。

(ウ) (1) サの実施に当たり、実証の対象となる薬用作物について複数の実需者が(1)アの検討会に参画することを必須とする。

イ (1) キの課題解決実証の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象品目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、効果的な取組となるよう、産地の行政や農業団体等の関係者を含めるものとする。また、効果的な技術実証となるよう、検討会において具体的な実証方法、評価方法、普及方法等を検討するものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約を定めていること。

イ 別添 42 の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付等要綱本体第 7 の 1 に基づき、別記様式第 1 号により交付申請書を提出する際、当該チェックシートを農産局長に提出すること。事業実施主体が協議会の場合は、代表となる機関が提出すること。なお、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

主な環境法令の遵守

「エネルギーの節減」

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

等

(2) 成果目標

4の成果目標の基準を満たしていること。

3 補助対象経費

(1) 1(1)イからサまでの取組は、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。）に委託することができるものとする。

(2) 1(1)ア、ウ、カ、ケ及びコの取組については、備品費は除くものとする。

(3) 次の取組は、農林水産省の補助の対象としない。

ア 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

ウ 販売促進のための、ポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費

エ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

オ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

4 成果目標の設定

(1) 成果目標

1(1)イからサまでに定める事業の取組内容に応じ、次の成果目標の中から1つを選択するものとする。

ア 事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を10件以上受けること。

イ 産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施すること。

ウ 1つ以上の地域特産作物又は品目について（薬用作物の場合は3品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。

エ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。

オ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施すること。

カ 1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。

キ 1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。

ク 農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。

ケ 新商品の開発が1つ以上行われること。

コ 地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。

サ 地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。

シ 卓越技能人材が5人以上登録されていること。

ス 5地域以上における技術アドバイスを行うこと（ただし、繭・生糸を対象と

する場合は、2地域以上とする。）。

セ 地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。

ソ 技術拠点農場を1農場以上設置すること。

(2) 目標年度

成果目標の達成の目標年度については、事業実施年度とする。

5 募集方法

農産局長が別に定める公募要領により公募を行うものとする。なお、追加公募は行わないものとする。

6 審査基準

本要領別表4の2の審査基準は以下のとおりとする。本事業においては、以下のいずれかひとつの審査基準を選択するものとし、各審査基準に対応する配分基準にしたがってポイント付けを行うものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を10件以上受けること。	50件以上	10
		40件以上	8
		30件以上	6
		20件以上	4
		10件以上	2
成果目標 (2)	産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施すること。	7地域以上	10
		6地域	8
		5地域	6
		4地域	4
		3地域	2
成果目標 (3)	1つ以上の地域特産作物又は品目について（薬用作物の場合は3品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。	(繭・生糸の場合)	
		6地域以上	10
		5地域	8
		4地域	6
		3地域	4
		2地域	2
		(繭・生糸以外)	
		7地域以上	10
		6地域	8
		5地域	6
		4地域	4
		3地域	2

成果目標 (4)	1つ以上の地域特産作物又は品目について、 3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。	8産地以上 6産地以上 5産地 4産地 3産地	10 8 6 4 2
成果目標 (5)	1つ以上の地域特産作物又は品目について、 実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施すること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (6)	1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (7)	1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (8)	農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (9)	新商品の開発が1つ以上行われること。	5商品以上 4商品 3商品 2商品 1商品	10 8 6 4 2
成果目標 (10)	地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。	8地域以上 6地域以上 5地域 4地域 3地域	10 8 6 4 2
成果目標 (11)	地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。	5手法以上 4手法 3手法 2手法 1手法	10 8 6 4 2

成果目標 (12)	卓越技能人材が5人以上登録されていること。	9人以上 8人 7人 6人 5人	10 8 6 4 2
成果目標 (13)	5地域以上における技術アドバイスをを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。	(繭・生糸以外) 9地域以上 8地域 7地域 6地域 5地域 (繭・生糸の場合) 6地域以上 5地域 4地域 3地域 2地域	10 8 6 4 2 10 8 6 4 2
成果目標 (14)	地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。	5品目以上 4品目 3品目 2品目 1品目	10 8 6 4 2
成果目標 (15)	技術拠点農場を1農場以上設置すること。	5農場以上 4農場 3農場 2農場 1農場	10 8 6 4 2

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4の2に基づき、別添1－1により事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。

なお、農産局長に提出する事業実施計画は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画を基に、農産局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

- (2) 本要領本体第5の1のなお書きに基づき定める事業実施計画の重要な変更は、リースにより導入する農業機械又はリース利用者の変更であり、別添1及び別添1－1の事業実施変更計画書により協議を行うものとし、これに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

2 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

(1) 共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1)キに係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次の(ア)から(オ)までに掲げる農業機械等は対象機械から除くものとする。

(ア) トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

(イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

(ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械（ただし、上限について農産局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。）

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

(オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械

イ リース又は開発・改良の条件

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

(イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されたものであること。

(ウ) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1(1)キ(エ)に定めるリースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率}$

(イ) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times \text{補助率}$

ウ リース等に係る手続

(ア) リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を農産局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、(ア)の入札結果及びリース契約に基づき農業機械がリース利用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、農林水産省から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金をほかの補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を農産局長に提出するものとする。

3 補助金の返還等

農産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めなければならない。

また、農産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずるものとする。

(1) 農産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

(2) 第3の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき

(3) 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき

(4) 相談窓口の取組が継続していないとき

(5) 地域相談会や栽培技術研修が適切に行われていないことが明らかになったとき

(6) 実証の取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが明らかになったとき

(7) 技術アドバイスが適切に行われていないことが明らかになったとき

(8) リース契約を解約又は解除したとき

- (9) リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- (10) リース物件が消滅又は消失したとき
- (11) 締結されたリース契約が、2(2)アのリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき
- (12) リース事業において導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断されるとき

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3により事業実施状況報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。ただし、農業機械等について、本事業においてリースによる導入を行った場合は、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度までの間についても、毎年度、別添3により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき自己評価を行い、別添4により成果報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価が適切になされていないと判断される場合には、農産局長は事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
- (3) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、農産局においてその内容について別添5により点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を本要領本体別記様式第2号に記入するものとする。
- (4) 農産局長は、(3)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから1か月以内に、別添6により改善計画を提出させるものとする。

この場合において、農産局長は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体に指示して成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、評価検討委員会がこれを妥当と判断するときは、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (5) (4)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(3)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度7月末日までに報告することとする。

第4 その他

1 推進指導

農産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託して

いる場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用を行うよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとする。この場合においては、事業実施主体は、以下の（１）から（４）までに定めるところにより特許権等を取り扱うものとする。事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- （１）本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別添７により遅滞なく農産局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

3 収益納付

- （１）事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間、別添８により、報告に係る年度の翌年度の６月末日までに農産局長に報告するものとする。なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- （２）農産局長は、（１）の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企

業化事業において利用される割合を乗じて得た額

- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

4 不正行為に対する措置

農産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅱ 地域の生産体制強化・需要創出事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 本事業の内容は以下のとおりとし、地域特産作物の各地域における生産や販売の実情を踏まえて、各地域で抱える作物ごとの課題等の解決に向けて、以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、効果的・効率的に実施するものとする。

その際、生産・流通・実需・消費の関係者が連携し、コンサルタント、デザイナー、研究者等の専門家を活用したモデル的な産地の取組とするよう努めるものとする。

なお、アの取組については必ず実施するものとする。

ア 検討会の開催

地域特産作物の生産体制の強化や需要の拡大に資する取組を実施するための学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の本事業の推進に必要な構成員による検討会の開催。なお、検討会においては、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種や技術の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

また、茶を対象としてイ（ク）に取り組む場合は、検討会の構成員に実需者を加えて需要に応じた茶の生産に関する情報交換を実施することを必須とし、茶以外の作物を対象とする場合は、検討会の構成員には関係行政機関を必須とする。

イ 生産体制の強化

次の（ア）から（コ）までに掲げる取組のうち必要なもの

（ア）栽培実証ほの設置

地域特産作物の新たな産地の育成、既存産地における高品質化や低コスト化等に向けて行う、地域条件に適応した栽培技術を確立させるために必要な栽培実証ほ（繭・生糸を生産するものを含む。以下同じ。）の設置及びその技術の普及。この場合においては、収穫まで複数年を要する薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。）等の地域特産作物にあっては、収穫までに要する年数相当分（ただし、3年相当分を超えないものとする。）のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上することができるものとする。

（イ）種苗等増殖実証ほの設置等

地域特産作物の優良種苗の安定的な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な種苗等増殖実証ほの設置や種苗等の増殖。この場合においては、アに定める検討会において、産地の安定的な種苗供給に関する方針について検討するものとする。なお、本取組については、必要に応じて、取組の初年度から3年間を上限に取り組むことができるものとする。

（ウ）新たな栽培技術等の実証導入

低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証導入のために必要な

農業機械等のリースによる導入

(エ) 関連設備・農業機械の開発・改良

地域特産作物の新たな産地の育成や生産拡大等に資する低コスト化や品質の安定・向上等に必要な設備や農業機械の、以下の a 又は b に定める方法による導入

- a 事業実施主体や事業実施主体の構成員が所有している設備の改修
- b 市販され、又は既に事業実施主体が所有しているものを活用しての農業機械の開発又は改良。この場合において、事業実施主体が自ら開発又は改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

(オ) 栽培マニュアルの作成

(ア) から (エ) までの取組を 1 つ以上実施した場合における、栽培技術等を普及させるためのマニュアルの作成

(カ) 課題等解決のための調査・分析

輸出相手国・地域に関する調査・分析、国内マーケットの動向調査・分析、残留農薬や機能性成分の分析、地域の気象状況の詳細調査・分析など、産地の課題等の解決の取組に必要な調査・分析

(キ) マッチングの開催

地域特産作物が有する機能性や産地の特徴的な取組の紹介及び生産者と実需者との交流の場の設定など、産地と実需者の連携の機会を提供するマッチング

(ク) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進

茶の改植等（改植（移動改植を含む。））、新植、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析をいう。以下同じ。）であって、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培法への転換を図ることを目的として行うもの、新たな産地の育成や既存産地の生産体制の強化のための未収益期間を有する薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるものに限る。）の新植及び生産性の維持・向上が急務となっている永年性工芸作物の改植や新植の促進。なお、次の a から c までに留意するものとする。

- a 茶の改植等の実施に当たっては、第 1 から第 3 までに定めるもののほか、第 4 の 1 に定めるところによるものとする。
- b 薬用作物の新植の実施に当たっては、事業実施主体又は受益農業従事者が実需者との間で初めて栽培契約を締結する新植を対象とし、第 1 から第 3 までに定めるもののほか、第 4 の 2 に定めるところによるものとする。ただし、イの（ア）、（イ）及び（エ）並びにウの（ア）及び（イ）のいずれかを併せて実施する場合又は同様の取組が既に実施されている場合に限るものとする。
- c 永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、第 1 から第 3 までに定めるもののほか、第 4 の 3 に定めるところによるものとする。

(ケ) 農業機械等リース支援

第4の4(1)に定める茶及びいぐさの農業機械等のリースによる導入
なお、実施にあつては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の4に
定めるところによるものとする。

(コ) 人材確保策の検討

繁忙期の外部人材又は外国人労働者の活用、福祉施設との連携等の推進

ウ 需要の創出

(ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握

消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する情報の調査であつて、地域特産作物を利用した新たな商品開発や既存商品の高品質化を目的として行うもの

(イ) 実需者等と連携した商品開発

実需者等との連携による産地の地域特産作物を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品のPRのためのパンフレット等の作成及び試食会、商談会等の開催であつて、産地の地域特産作物の生産拡大や収益性向上を目的として行うもの

(ウ) 製造・加工技術の確立

消費者や実需者のニーズに対応した製品の提供による需要の創出や拡大のための地域特産作物を原料とした品質や付加価値が高い製品の製造・加工技術の確立を図るための取組及び当該取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等のリースによる導入

(エ) 消費者に向けたコト体験の展開

観光業者等との連携による地域特産物に関する体験ツアー等の開発、国内外の消費者に対応するための多言語化、専門家の招聘、ガイドの育成並びにこれらの取組を実施するために必要なほ場の管理及び機械・品質管理機器等のリースによる導入

(オ) 消費者等への理解促進・情報発信

各産地の地域特産作物の消費地等における消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等の開催、学校や消費地のイベントへのインストラクター等の専門家の派遣及び情報発信ツールの構築

(2) 対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、その他の地域特産作物とする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

本要領別表1の6(2)の農業者の組織する団体及び協議会とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

(2) 事業の実施要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 共通

(ア) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が 5 名以上であること。ただし、茶及び永年性工芸作物の改植等に取り組む場合はこの限りではない。

事業実施主体は、受益農業従事者数が、事業開始後にやむを得ず 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者等を募ること等により、5 名以上になるように努めるものとする。

(イ) 受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれること。

(ウ) 茶を対象作物として、1 (1) イ (ウ) 及びウ (ウ) に定める農業機械等のリース導入の取組を行う場合にあっては、受益農業従事者のうち少なくとも 1 名以上が、以下の a から d までのいずれかに該当すること。

a 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

c 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

d 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

(エ) 1 (1) イ (ア) の栽培実証ほを設置する場合にあっては、事業実施年度中に設置することを計画する面積が原則として 5 アール以上であること。

(オ) 1 (1) イ (イ) の種苗等増殖実証ほを設置する場合にあっては、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること。

(カ) 4 の成果目標の基準を満たしていること。

(キ) 受益農業従事者は、別添 43 の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、交付等要綱第 7 の 1 に基づき、別記様式第 1 号により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。なお、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

ただし、GAP 認証取得をもって別添 43 のチェックシートの提出を省略することができる。なお、その場合であっても、環境負荷低減のクロスコンプラ

イアンスチェックシート解説書を理解することとする。

主な環境法令の遵守

「適正な施肥」

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

「適正な防除」

- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

「エネルギーの節減」

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

「生物多様性への悪影響の防止」

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

等

イ 1（1）イ（ク）の取組のうち、茶の改植等は第 4 の 1、薬用作物の新植は第 4 の 2、永年性工芸作物の改植等は第 4 の 3 に定める要件を満たしていること。

ウ 1（1）イ（ケ）の農業機械等リース支援に取り組む場合には、第 4 の 4（2）に定める審査基準を満たしていること。

3 補助対象経費

1 (1) イ(ア)から(ク)まで及び(コ)並びにウの取組は、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができるものとする。

(1) 補助対象とする経費は、本要領別表3の費目のうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等

イ 栽培実証ほの設置

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

ウ 種苗等増殖実証ほの設置等

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

エ 新たな栽培技術等の実証導入

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

オ 関連設備・農業機械の開発・改良

備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

カ 栽培マニュアルの作成

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

キ 課題等解決のための調査・分析

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

ク マッチングの開催

事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等

ケ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進

備品費(1件につき50万円未満のものに限る。)、事業費、燃料費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

コ 農業機械等リース支援

リースに係る経費

サ 人材確保策の検討

備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

シ 消費者・実需者ニーズ等の把握

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

ス 実需者等と連携した商品開発

備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等

セ 製造・加工技術の確立

備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等

ソ 消費者に向けたコト体験の展開

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

タ 消費者等への理解促進・情報発信

事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

(2) 次の取組は、補助対象としない。

ア 国等のほかの補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費

ウ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

エ 販売促進のためのPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

4 成果目標の設定

（１）成果目標及び基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、以下のとおり。

ア 成果目標

成果目標は、対象作物等の中から達成すべき成果目標を２つ選択するものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な１つの作物の達成すべき成果目標を２つ選択するものとする。

なお、成果目標は、イの表の事業内容ごとの類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の中から選択するものとする。

（ア）生産体制の強化

作物名等	類別	達成すべき成果目標
茶	1	事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を１％以上増加
	2	有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあつては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100％とする
	3	主要品種指数を直近値から２ポイント以上低減 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)
	4	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より５ポイント以上増加
	5	第４の１（２）イ（エ）bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する取組について、１つ以上取り組む
	6	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を５ポイント以上増加
	7	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を５ポイント以上増加
	8	産物１kg又は10a当たり労働時間を直近値の２％以上低減
	9	産物１kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費（農薬使用量）を直近値より10％以上削減
	10	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近３年の平均値に比べて荒茶１kg当たり燃油等使用量を10％以上削減
	11	導入した凍霜害防止施設等の稼働による凍霜害等の軽減により、直近の凍霜害等による被害

		単収から10%以上の単収向上
	12	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減
	13	実施地区において、茶の生産量の合計を5%以上増加
	14	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	15	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
繭・生糸	1	事業実施主体が実施する地区（以下「実施地区」という。）において、蚕の飼育数量を5%以上増加
	2	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加
	4	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加
	5	10a又は繭100kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出
	8	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
いぐさ・畳表	1	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加
	2	1戸当たりの収穫面積（ほかの農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加
	3	実施地区において、1戸当たりの畳表の生産量を直近3カ年の平均値に比べて3%以上増加
	4	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3カ年の平均値に比べて3ポイント以上増加
	5	10a当たりの労働時間を直近値の2%以上削減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減
	8	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。
薬用作物 （漢方薬の原料 向け）	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減
	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結
	6	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす
	7	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加
	8	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	9	（人材確保策の検討に取り組む場合）

		受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。
薬用作物 (漢方薬の原料 以外向け)	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大
	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を 5 %以上削減
	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1 つ以上を種苗として供給
	5	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が 5 人以上増加
	6	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の 5 %以上向上
	7	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。
他の地域特産作物	1	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を 5 %以上増加
	2	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を 5 %以上増加
	3	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を 5 %以上減少
	4	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を 5 %以上増加
	5	事業で取り組む地域特産作物について、1 社以上の供給先を確保
	6	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が 3 人以上増加
	7	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の 5 %以上向上
	8	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合) 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を 1 %以上増加
	9	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。

(注) 達成すべき成果目標欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

(イ) 需要の創出

作物名等	類別	達成すべき成果目標
作物共通	1	開発した新商品を 1 以上販売開始する。
	2	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を 1 %以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を 1 %以上確保。
	3	新たな販路を 1 以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することを含むこととする。
	4	契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。
	5	生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の 5 %以上向上

イ 事業内容ごとの達成すべき成果目標

1 (1) イ及びウの事業内容に係る達成すべき成果目標については、下表のとおりとする。

事業内容	類 別	
イ 生産体制の強化		
(ア) 栽培実証ほの設置	茶	4、6、7、8、9
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7
	薬用（漢方以外）	1、2、3、5
	その他	1、2、3、4、5、6
(イ) 種苗等増殖実証ほの設置等	茶	1、2、3、4、8
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5
	薬用（漢方）	1、2、3、4
	薬用（漢方以外）	1、2、3、4
	その他	1、2、3、4
(ウ) 新たな栽培技術等の実証導入	茶	4、6、7、8、9、11、12
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7
	薬用（漢方以外）	1、2、3、5
	その他	1、2、3、4、5、6
(エ) 関連設備・農業機械の開発・改良	茶	4、6、7、8、9、14
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6、7
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7、8
	薬用（漢方以外）	1、2、3、5、6
	その他	1、2、3、4、5、6、7
(オ) 栽培マニュアルの作成	茶	4、6、7、8、9、11、12
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方）	1、2、3、4、5、7
	薬用（漢方以外）	1、2、3、4、5
	その他	1、2、3、4、5、6
(カ) 課題等解決のための調査・分析	茶	4、6、7、8、9、11、12
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方）	1、2、3、4、5、6、7

	薬用（漢方以外）	1、2、3、4、5
	その他	1、2、3、4、5、6
（キ）マッチングの開催	茶	2、3、4、6、7
	繭・生糸	1、2、3、7
	いぐさ・畳表	1、2、3、4
	薬用（漢方）	1、2、5、6、7
	薬用（漢方以外）	1、2、5
	その他	1、2、3、4、5、6
（ク）茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進	茶	1、2、3、4、5、6 ただし、茶の改植等のうち、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析の実施面積が最大となる場合、4又は6の選択は必須とする。
	薬用（漢方）	1、2、7
	その他	1、2、4、5、7、8
（ケ）農業機械等リース支援	茶	8、10 ただし、10の選択は必須とする。
	いぐさ・畳表	2、5、7
（コ）人材確保策の検討	茶	8、13、15
	繭・生糸	2、5、8
	いぐさ・畳表	3、5、8
	薬用（漢方）	2、3、9
	薬用（漢方以外）	2、3、7
	その他	2、3、9
ウ 需要の創出		
（ア）消費者・実需者ニーズ等の把握	1、2、3、4、5	
（イ）実需者等と連携した商品開発	1、2、3、4、5	
（ウ）製造・加工技術の確立	1、2、3、4、5	
（エ）消費者に向けたコト体験の展開	1、2、3、4、5	
（オ）消費者等への理解促進・情報発信	1、2、3、4、5	

（２）目標年度

成果目標の達成年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、次に掲げる事業については以下のとおりとする。

ア １（１）イ（ア）及び（イ）について、薬用作物等の栽培期間（播種・植付から収穫まで）が２年間を超え、事業実施年度の翌々年度までに成果目標に対する結果が得られない場合は、収穫年の翌々年度（ただし事業実施年の４年後以内とする）とする。

イ 1 (1) イ (ク) a については、次に掲げる支援内容の区分に応じた目標年度とする。

支援内容	目標年度 (支援対象年度からの年数)
(ア) 改植に伴う未収益支援①	3 年後
(イ) 改植に伴う未収益支援②	4 年後
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	3 年後
(エ) 台切りに伴う未収益支援	3 年後
(オ) 改植支援	3 年後
(カ) 新植支援	3 年後
(キ) 茶園整理①	1 年後
(ク) 茶園整理②	2 年後
(ケ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	3 年後
(コ) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	3 年後
(サ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入	4 年後
(シ) 有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備	5 年後
(ス) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	3 年後

ウ 1 (1) イ (ク) b については、栽培期間が4 年又は5 年の薬用作物に取り組む場合に当たっては、薬用作物の収穫年（支援対象初年度の3 年後又は4 年後）とする。

エ 1 (1) イ (ク) c については、支援対象年度の3 年後とする。

5 募集方法

農産局長が別に定める公募要領により公募を行うものとする。

6 審査基準

本要領別表 4 の 2 に当たっては、評価項目として2 つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1 つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1 %以上増加。	4 %以上	4
		3 %以上	3
		2 %以上	2
		1 %以上	1
	茶の改植等を実施するに当たり、以下のいずれかに該当する場合、1 ポイント追加する。	左記のとおり	1
	① 実質化された人・農地プランが策定されている場合又		

	は工程表が公表され、1 経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合 ② 経営再開マスタープランが策定されている場合又は工程表が公表され、1 経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合 ③ 地域計画が策定され、1 経営体以上が目標地図に位置付けられている場合若しくは工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成される工程表をいう。）を作成し、協議を実施している場合 ④ 当該年度に農地中間管理機構と連携して取り組む場合		
成果目標 (2)	- 有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機 JAS 認定等の有機認証取得割合を 100%。 - 当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を 2 % 以上増加する場合はポイント追加。	有機 JAS 認定の取得 10%以上 8 % 以上 5 % 以上 2 % 以上	1 4 3 2 1
成果目標 (3)	主要品種指数を直近値の 2 以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100 を乗じた数とする。)	34 以上 26 以上 18 以上 10 以上 2 以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	輸出相手国・地域の MRL 基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より 5 ポイント以上増加。	25 ポイント以上 20 ポイント以上 15 ポイント以上 10 ポイント以上 5 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	第 4 の 1 (2) イ (エ) b に規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を 1 つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置	5 つ以上 4 つ 3 つ 2 つ 1 つ	5 4 3 2 1

	(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。		
成果目標 (6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	産物1kg又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の単収向上を図る。	16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	4 3 2 1

	・支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は1ポイント追加	収入保険制度への加入	1
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減する。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (13)	事業実施主体が事業を実施する地区（以下「実施地区」という。）において、茶の生産量の合計を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (14)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (15)	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅱ 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上	5 4

		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、蚕種の生産量を5 %以上増加。	13%以上 11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5 %以上増加。	11%以上 9 %以上 7 %以上 6 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	10a 又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の2 %以上低減。	10%以上 8 %以上 6 %以上 4 %以上 2 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5 %以上向上。	13%以上 11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1 つ以上創出。	5 契約以上 4 契約 3 契約 2 契約 1 契約	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1 人以上確保する。	5 人以上 4 人 3 人 2 人 1 人	5 4 3 2 1

Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3 ヶ年の平均値に比べて3 %以上増加。	11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2

		3 %以上	1
成果目標 (2)	1 戸当たりの収穫面積（他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 10% 以上増加。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	実施地区において、1 戸当たりの畳表の生産量を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 3 %以上増加。	11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上 3 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 3 ポイント以上増加。	11 ポイント以上 9 ポイント以上 7 ポイント以上 5 ポイント以上 3 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	10a 当たりの労働時間を直近値の 2 %以上削減。	10%以上 8 %以上 6 %以上 4 %以上 2 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の 5 %以上向上。	13%以上 11%以上 9 %以上 7 %以上 5 %以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	いぐさ原草 1 kg 当たりの燃油等使用量を直近 3 ヶ年の平均値に比べて 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	5 人以上 4 人 3 人 2 人 1 人	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅳ 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は1ポイント追加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		農地中間管理機構との連携	1
成果目標 (2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加。	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標 (4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (5)	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	5契約以上	5
		4契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1契約	1
成果目標 (6)	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (7)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合) 実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
成果目標	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量)	13%以上	5

(8)	等) を直近値の 5 % 以上向上。	11 % 以上 9 % 以上 7 % 以上 5 % 以上	4 3 2 1
成果目標 (9)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	5 人以上 4 人 3 人 2 人 1 人	5 4 3 2 1

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を 50 % 以上拡大。	90 % 以上 80 % 以上 70 % 以上 60 % 以上 50 % 以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を 50 % 以上拡大。	90 % 以上 80 % 以上 70 % 以上 60 % 以上 50 % 以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a あたりの労働時間を 5 % 以上削減。	25 % 以上削減 20 % 以上削減 15 % 以上削減 10 % 以上削減 5 % 以上削減	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1 つ以上を種苗として供給。	5 つ以上 4 つ 3 つ 2 つ 1 つ	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が 5 人以上増加。	13 人以上 11 人以上 9 人以上 7 人以上 5 人以上	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等) を直近値の 5 % 以上向上。	13 % 以上 11 % 以上 9 % 以上	5 4 3

		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標 (7)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保。	5社以上 4社 3社 2社 1社	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加。	7人以上 6人 5人 4人 3人	5 4 3 2 1

成果目標 (7)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (8)	（永年性工芸作物の改植等に取り組む場合） 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標 (9)	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (2)	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標 (3)	新たな販路を1つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (4)	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35以上	5
		28以上	4
		21以上	3
		14以上	2
		7以上	1
成果目標 (5)	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4

	9 %以上	3
	7 %以上	2
	5 %以上	1

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4の2に基づき、別添1－2により本事業の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

この場合において、第1の1(1)イ(ク) aについては別添9の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び別添10の品質向上戦略、第1の1(1)イ(ク) bについては別添21の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(ク) cについては別添30の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(ケ)については別添39の茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成し、事業実施計画と併せて提出するものとする。

- (2) 事業実施主体から地方農政局長に提出する事業実施計画等は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画等を基に、地方農政局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

また、事業実施計画等はあらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる事項であり、別添1及び別添1－2の事業実施計画書の変更をもって協議するものとし、これらに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

ア リースにより導入する農業機械又はリース利用者の変更

イ 第1の1(1)イ(ク)の取組における支援対象者の追加

ウ その他特に必要と認められる重要な変更

2 事業実施計画書の調整、事業実施計画書の変更に当たり留意すべき点

- (1) 第1の2(2)の事業の実施要件を全て満たしていること
(2) 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
(3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること

- (4) リースにより農業機械等を導入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと

ア 当該リース対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること

イ 当該リース対象農業機械等の規模及び能力が、事業を実施する実証ほ、茶園等の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

- (5) 農業機械等の開発・改良を行うのに必要な農業機械等を購入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと

ア 当該購入対象農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実施期間にわたり、十分な利用が見込まれること

イ 当該購入対象農業機械等の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

3 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

(1) 共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1)イ(ウ)、(エ)、(ケ)、ウ(ウ)及び(エ)に係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、第1の1(1)イ(ウ)及び(エ)については次に掲げる農業機械等は対象機械から除くものとする。なお、第1の1(1)イ(ケ)の茶及びいぐさに係るリースを行う農業機械等の範囲は、第4の4のとおりとする。

(ア) トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

(イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

(ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械。

ただし、上限について地方農政局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。この場合においては、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

(オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械

イ リース又は開発・改良の条件

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、第1の1(1)イ(ケ)に係るリース契約の条件については、上記のほか、第4の4のとおりとする。

(ア) 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係ることであること。

(イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されること。

(ウ) リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1(1)イ(ウ)、(ケ)、ウ(ウ)及び(エ)に係るリースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値

の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×補助率

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×補助率

ウ リース等に係る手続

(ア) リース事業者の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく、当該リース利用者に対してリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、農林水産省から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別添2により、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

4 補助金の返還等

(1) 地方農政局長は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることとする。

(2) 地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは、一部についての返還を命ずることとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき

イ 事業実施主体又はリース利用者のいずれかが事業を中止したとき

ウ リース物件が消滅又は消失したとき

エ 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき

- オ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- カ 締結されたリース契約が、３（２）アに定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき
- キ 事業実施主体が第３の２に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- ク リースにおいて導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき
- ケ 実証ほの取組が継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき
- コ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第３ 点検評価等

１ 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第６の１に基づき、別添３により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長に報告するものとする。ただし、農業機械等について、本事業においてリースによる導入を行った場合は、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度までの間についても、毎年度、別添３により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の７月末までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、茶の改植等の促進の取組については第４の１、農業機械等リース支援の取組については、第４の４に定めるところによるものとする。

２ 事業の評価及び改善指導

- （１）事業実施主体は、本要領第７の１（１）に基づき、別添４により事業評価報告書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

ただし、栽培実証ほの設置、種苗等増殖実証ほの設置等並びに茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進の取組については、実施する各取組の成果目標年度のうち、最後のものの翌年度に、全ての取組の事業評価の報告を行うものとする。

- （２）地方農政局長は、（１）の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

第４ その他

１ 茶の改植等について

茶の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

（１）定義

本事業について、以下のアからスまでに掲げる用語の定義は、当該アからスまでに定めるところによる。

ア 改植（移動改植を含む。）

茶園において、樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯

死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ 茶園整理

品質向上戦略に位置付けられた茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。

キ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

ク 有機栽培への転換

有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ケ 簡易な園地整備

地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の地域別農業振興計画をいう。以下同じ。）が策定された地域において、改植（移動改植は含まない。）又は新植（放任茶園へ植栽する場合に限る。）と併せて行う、作業道や乗用型機械の旋回に必要な枕地等の整備のことをいう。

コ 輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

サ 未収益支援

改植等（新植（災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合を除く。）、茶園整理、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

シ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間をいう。

ス 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、（6）に定める方

法により算定した面積をいう。

(2) 事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下第4の1において「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。

(ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20 アール以上であること、又は当該茶生産者グループに参画する全ての支援対象者の茶園面積の合計の1割以上を占めていること。

(イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

(ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のaからdまでのいずれかに該当すること。

a 人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

c 地域計画において、目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

d 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。

(エ) エの(イ)に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

a 40 アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと

b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

(a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

(d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

(オ) エ(キ)及び(ク)に掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、茶園整理を実

施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること。

(カ) エ(シ)に掲げる有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備の支援を受ける場合は、有機栽培への適性が認められる茶品種の植栽及び有機転換を行うこと。

(キ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。

(ク) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。

ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) 改植等（新植及び茶園整理を除く。）を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

(イ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植及び茶園整理を除く。）実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。

(ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する品質向上戦略に定めた地域内にあること。

(エ) 当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。ただし、エ(キ)に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。

(オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。ただし、エ(キ)に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。

(カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く。以下同じ。）に本事業を含む国庫補助事業による茶の改植等の支援の対象となった茶園でないこと。ただし、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入に対する支援、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援、有機栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。

(キ) エ(ク)に掲げる茶園整理をする茶園にあっては、支援対象年度に他品目転換のための酸度矯正の取組を行い、目標年度までに他品目への転換を実施すること。

(ク) エ(サ)に掲げる有機栽培への転換に必要な資材の導入を実施する茶園及びエ(シ)に掲げる有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を実施する茶園にあっては、目標年度までに有機 JAS 等の有機栽培に係る第三者認証を取得

(ケ) エ(ス)に掲げる輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を実施する茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売すること。

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。ただし、（シ）については、その実施に必要な経費につき 2 分の 1 以内とし、助成額の上限は、市町村の区域または農業協同組合の事業区域あたり 100 万円とする。

(注) 上記の(ア)から(ス)までに挙げる支援内容のうち、下表で○を付した組み合わせについては同時に取り組むことができる。

支援 内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)
(ア)					○						○	○	○
(イ)					○						○	○	○
(ウ)									○		○	○	○
(エ)											○	○	○
(オ)	○	○									○	○	○
(カ)											○	○※	○
(キ)													
(ク)													
(ケ)			○								○	○	○
(コ)											○	○	○

(サ)	○	○	○	○	○	○			○	○			○
(シ)	○	○			○	○※					○		○
(ス)	○	○	○	○	○	○			○	○	○		

※放任茶園を対象とした新植に限る。

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(2)イの定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

(オ) (2)エ(ス)に掲げる輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を実施する場合は、GFPコミュニティサイトへの登録を行っていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(4) 事業実施手続

第2の1(1)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略の手続は、次のとおりとする。

ア 茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略

(ア) 事業実施主体は、別添9により茶生産者グループ別事業実施計画一覧表を作成し、かつ、別添10により品質向上戦略を作成し、別添1とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、別添11により茶生産者グループ別事業実施計画書の、別添12により生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に別添11-2を作成するものとする。

(エ) (ア)から(ウ)までの規定は、茶生産者グループ別事業実施計画一覧表、茶生産者グループ別事業実施計画書、生産者別改植等事業実施計画書及び品質向上戦略の変更について、準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

(ア) 事業実施主体は、茶生産者グループから提出を受けたア(イ)の生産者別改

植等事業実施計画書において改植等を行うこととされている茶園が（２）ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に確認するため、（７）に定めるところにより、茶生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

（イ）事業実施主体は、別添 13 及び別添 14 により、支援対象者が改植等を行ったことを確認するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

（ア）事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループから、別添 15 により支援対象年度ごとの（５）ア（カ）bに定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書（以下「報告・請求書」という。）の提出を受けるものとする。

（イ）事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、別添 16 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

（５）事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

（ア）（４）イ（ア）に定める確認（以下第４の１において「事前確認」という。）は、当該（４）イ（ア）により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、（４）イ（イ）に定める確認（以下第４の１において「事後確認」という。）に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
- b 実際の支援対象面積（ただし、有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備については計測不要とする。）
- c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
- d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。
- e 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。酸度矯正の取組の場合は、当該茶園の伐採及び抜根が完了し、酸度矯正の取組が実施されていること。
- f 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
- g 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
- h 有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行った場合にあっては、転換後に有機 JAS 等認証と同等

以上の栽培管理が行われていること。

- i 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。

(ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次のaからdまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、別添 17 により確認結果を通知する。
- b a の通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 18 により通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

本要領本体第6の1の報告について、事業実施主体は、第1の4(2)イに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、毎年度、別添 3-2 により事業実施状況報告書を作成し、別添 19 を付して翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。

(イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

(6) 支援対象面積の算定方法について

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(ウ) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(エ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(オ) 台切り

茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

(カ) 茶園整理

茶樹の伐採及び抜根を行った面積（酸度矯正の取組の場合は、茶樹の伐採、抜根及び酸度矯正の取組を行った面積）

(キ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(ク) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積

(ケ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入

有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う面積

(コ) 輸向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析

輸向け栽培体系への転換を行った面積

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア) 実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(エ) その他

(ア) から (ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(ア) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）

(7) 事前確認に必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
ア 改植、新植※に伴う未収益支援及び改植支援 ※災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合に限る	【同一茶園の場合】 ・ 改植を行う前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 ・ 茶樹の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真（更地の状況） (エ) 客観的に証明できる資料 【新植（災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合に限る）の場合】 ・ 災害復旧事業や土地改良事業等を実施する前の茶園写真及び新植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、災害復旧事業や土地改良事業等の実施前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収	・ 棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。

益支援	(ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ウ 台切りに伴う 未収益支援	・台切りを実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
エ 茶園整理	・茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、抜根前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (伐採及び抜根前の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
オ 棚施設を利用 した栽培法への 転換に必要な資 材の導入	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
カ 被覆栽培への 転換に必要な資 材の導入	・直接被覆栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
キ 有機栽培への 転換に必要な資 材の導入	・有機栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
ク 有機栽培への 転換に必要な 園地整備	・有機栽培への転換に伴う園地整備を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、園地整備実施前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 園地整備の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ケ 輸出向け栽培 体系への転換に 必要な資材の導 入及び残留農薬 分析	・輸出向け栽培体系に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、輸出向け栽培体系に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し

2 薬用作物の新植について

第1の1(1)イ(ク) bの薬用作物の新植の支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする薬用作物の生産者（以下第4の2において「支援対象者」という。）は、次のいずれかの取組を現に行い、又は行うことを予定する生産者グループに参画している者でなければならない。

- （ア）栽培実証ほの設置
- （イ）種苗等増殖実証ほの設置等
- （ウ）関連設備・農業機械の開発・改良
- （エ）消費者・実需者ニーズ等の把握
- （オ）実需者等と連携した商品開発

イ 支援の対象となる薬用作物

支援対象者が栽培する薬用作物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- （ア）収穫年を除く栽培年数が、1年以上4年以下の薬用作物であること。
- （イ）実需者との間で契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行うものであること。
- （ウ）2年目以降、前年度と同一ほ場において適切な肥培管理が行われ、継続して栽培されているものであること。
- （エ）本事業以外の国庫補助事業により未収益期間の支援が行われる薬用作物ではないこと。
- （オ）事業実施主体又はその構成員（製薬企業等と契約を行う農業協同組合や生産組合等をいう。以下「契約団体」という。）が、製薬企業等との間で、従来当該製薬企業等に対して生薬原料として供給したことの無い品目を生薬原料として供給する旨の契約を締結する場合における、当該契約の対象となる品目（以下「契約品目」という。）であって、契約団体に属する生産者が当該契約に基づき作付けを行うものであること。

ただし、契約の対象となる面積や数量が拡大した等の事情により、次年度以降、同一生産者が別のほ場において作付けを行う契約品目（以下「追加载培分」という。）も契約対象とする場合には、追加载培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、追加载培分（新生産者栽培分について準用する場合を含む。）への支援は、各生産者の初年度作付分の未収益期間内に限り行うものとする。

なお、次年度以降、当該契約に基づく栽培に新たに参加する生産者（以下「新生産者」という。）が作付けを行う契約品目（以下「新生産者栽培分」という。）も契約対象とする場合にあっては、製薬企業等と契約団体との初年度契約分の未収益期間内に新生産者が作付けを行うときに限り、新生産者栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、契約団体が作付けを開始した翌年度以降に新生産者が作付けを行うときは、追加载培分に関する定めを準用する。

ウ 補助金の算定方法

- （ア）事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積10ア－

ル当たり 40,000 円とする。

(イ) 本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる薬用作物の栽培面積として、(ウ) に定める方法により算定した面積とする。

(ウ) 支援対象面積の算定方法

a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の薬用作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(a) 実測

現地において実測を行う。

(b) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち薬用作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(d) その他

(a) から (c) まではにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により薬用作物栽培ほ場の面積を把握することができるものとする。

c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(a) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(b) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第 1 の 2 (1) の定めは、事業実施主体が、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に薬用作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての

意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施の手続

ア 薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表

(ア) 事業実施主体は、別添 21 により薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表を作成し、別添 1 とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の薬用作物生産者グループから、別添 22 により薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び別添 23 により生産者別薬用作物新植支援実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定は、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び生産者別薬用作物新植支援実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係資料の作成

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループから提出されたア(イ)の生産者別薬用作物新植支援実施計画書の内容の審査において、契約栽培等を行っている薬用作物が(1)イに掲げる要件を満たすことを確認(以下第4の2において「事前確認」という。)するため、次のとおり、薬用作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

a 初めての契約であることが確認できる資料(契約書の写し、実需者の証明書など)

b 栽培期間(収穫年を除く栽培年数)が確認できる書類

c 栽培予定のほ場の番地等が確認できる資料

(イ) 事業実施主体は、別添 24 及び別添 25 により、支援対象者が契約による薬用作物の栽培を行っていることを確認(以下第4の2において「事後確認」という。)するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループに対し、別添 26 により(4)ア(カ)bの通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、薬用作物生産者グループに対し、別添 27 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、薬用作物生産者グループを通じて支援

対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) 事業実施主体は、(3) イ(ア)により作成した事前確認資料により確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 栽培が確実に実施されていること
- b 栽培されている薬用作物
- c 実際の支援対象面積

(ウ) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や薬用作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(エ) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる薬用作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、薬用作物生産者グループに対し、別添 28 により確認結果を通知する。
- b a の通知を受けた薬用作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 29 により通知するものとする。

イ 実施状況の報告

本要領本体第6の1の報告について、事業実施主体は、第1の4(2)ウに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、新植の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、毎年度、別添 3-2 により事業実施状況報告書を作成し、別添 44 を付して翌年度の7月末日ま

でに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、薬用作物の栽培が継続されておらず、適切な栽培管理が行われておらず、又は事業実施年度内に契約の締結が行われていないことが明らかになった場合には、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

ただし、気象災害等の生産者の責に帰すことのできない事由により薬用作物の栽培が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、栽培を再開し、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りではない。

3 永年性工芸作物の改植等について

永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の内容と定義

(ア) 改植

園地において、抜根又は枯死させた後、伐採した樹体と同規模の永年性工芸作物を新たに植栽することをいう。

(イ) 新植

新たに永年性工芸作物を植栽することをいう。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする永年性工芸作物の生産者（以下第4の3において「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす生産者グループに参画していなければならない。

(ア) 当該生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20 アール以上であること。

(イ) 65 歳未満の支援対象者が含まれていること。

ウ 支援の対象となる永年性工芸作物

(ア) 桑（養蚕に資するものに限る。）

(イ) ホップ

(ウ) 和紙原料作物（こうぞ又はみつまたに限る。）

エ 支援の対象となる園

支援対象者の園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) 改植を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

(イ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる園であること。

(ウ) 当該園について、農地法第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。

(エ) 当該園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転、賃貸借等の

使用収益権の設定又は移転に関する協議が現に行われ、又は整った園でないこと。

(オ) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植や新植が行われる園でないこと。

オ 補助金の算定方法

(ア) 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積 10 アール当たり 150,000 円とする。

(イ) 本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる永年性工芸作物の栽培面積として、(ウ)に定める方法により算定した面積とする。

(ウ) 支援対象面積の算定方法

a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の永年性工芸作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(a) 実測

現地において実測を行う。

(b) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち永年性工芸作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(d) その他

(a) から (c) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により支援対象面積を把握することができるものとする。

c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(a) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(b) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第 1 の 2 (1) の事業実施主体の定めについては、次に掲げる事項を全て満た

すものとする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に永年性工芸作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施手続

ア 永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表

(ア) 事業実施主体は、別添 30 により永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表を作成し、別添 1 とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の永年性工芸作物生産者グループから、別添 31 により永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び別添 32 により生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定は、永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

(ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループから提出を受けたア (イ) の生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の内容の審査において改植等を行うこととされている園が (1) ウ及びエに掲げる要件を満たすことを確認 (以下第 4 の 3 において「事前確認」という。) するため、次のとおり永年性工芸作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

a 改植にあつては改植前の園地の写真

b 新植にあつては栽培予定の園の番地等が確認できる資料

(イ) 事業実施主体は、別添 33 及び別添 34 により、支援対象者が改植等を行ったことを確認 (以下第 4 の 3 において「事後確認」という。) するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 35 により支援対象年度ごとの (4) ア (カ) b に定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書 (以下「報告・請求書」

という。)を提出させるものとする。

- (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 36 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、(3)イ(ア)により作成した事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
- b 栽培されている永年性工芸作物
- c 実際の支援対象面積

- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や永年性工芸作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

- (エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる永年性工芸作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 37 により確認結果を通知する。
- b aの通知を受けた永年性工芸作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 38 により通知するものとする。

イ 実施状況の報告

本要領本体第6の1の報告について、事業実施主体は、第1の4（2）エに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、毎年度、別添3－2により事業実施状況報告書を作成し、別添45を付して翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

（ア）補助金の交付を受けた支援対象者が成果目標年度までの期間中に、当該園について、ほかの農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。

（イ）気象災害等により園が崩壊又は樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

4 農業機械等リース支援について

第1の1（1）イ（ケ）の茶及びいぐさの農業機械等リース支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

（1）事業内容

第1の1（1）イ（ケ）の農業機械等は、次に掲げるものとする。

ア 茶の農業機械

（ア）粗揉機等茶加工機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）

（イ）加熱機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）

（ウ）その他茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械

イ いぐさの農業機械

（ア）乾燥機（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）

（イ）その他いぐさ生産のエネルギーコスト削減に資する機械

（2）審査基準

第1の2（2）ウの別に定める審査基準は次のとおりとする。

ア 農業機械等をリースにより導入する者（以下「リース利用者」という。）は茶又はいぐさの加工場を所有又は運営している者であること。ただし、茶については、茶製品の製造又は小売を行う業者（いわゆる茶商。ただし、自園自製自販農家を除く。）は対象外とする。

イ いぐさについては、受益農家は優良品種（「ひのみどり」、「夕風」、「ひのはるか」、「涼風」等）導入農家又は当該品種を今後導入する農家であること。

ウ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。

エ 導入を予定している農業機械等が、第１の４に定める目標達成に直結することであること。

オ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。

カ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

キ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

ク 茶の農業機械等のリース利用者は、施設園芸等燃料価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業への加入を検討すること。

(３) 茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画の作成

事業実施主体は、第２の１に基づき、別添 39 により茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成するものとする。

(４) リース契約の条件

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む２者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(５) 事業実施状況の報告

ア 地方農政局長は、第３の１の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

イ 地方農政局長は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

5 推進指導

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- （１）本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別添 7 により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

7 収益納付

- （１）事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間、別添 8 により、報告に係る年度の翌年度の 6 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- （２）地方農政局長は、（１）の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

8 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ 甘味資源作物等支援事業

Ⅲ－Ⅰ 国内産いもでん粉高品質化推進事業

第 1 事業内容

1 事業の取組内容

本事業は、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立

でん粉原料用いも（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 33 条第 1 項の指定地域の区域内において生産されるものに限る。以下同じ。）の生産の安定化及び低コスト化のための栽培技術並びに高品質の国内産いもでん粉の製造・加工技術を確立する取組とする。

(2) 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化のための品質管理機器若しくはソフトウェア又はでん粉原料用いもの品質の向上や安定化のための品質管理機器若しくはソフトウェアを導入する取組とする。

2 補助要件

(1) 5 の要件を満たす成果目標を設定すること。

(2) 事業実施主体は、農業経営体の場合は別添 46－1、食品事業者の場合は別添 46－2 の環境負荷低減のためのクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に取り組み内容について確認し、環境負荷低減に努め、地方農政局等に対して環境負荷低減チェックシートを提出するものとする。

また、事業実施主体の構成員に受益農業者が含まれる場合においては、事業実施主体は当該受益農業者に対して、環境負荷低減チェックシートを用いて事業実施期間中に取り組み内容について確認・提出させるとともに、毎年度とりまとめた上で地方農政局等に対して当該環境負荷低減チェックシートを提出するものとする。

なお、当該事業実施主体又は受益農業者が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 33 条第 1 項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シートを既に提出している場合は、その報告をもって環境負荷低減チェックシートの提出に代えることができるものとする。

3 補助対象経費

(1) 本事業は、次に掲げる経費を補助対象とする。

補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が 50 万円以上のものに

については、見積書（原則３社分以上（該当する設備備品を２社しか扱っていない場合は２社分とし、１社しか扱っていない場合は１社分とする。））やカタログ等を添付するものとする。

ア でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立に要する経費

でん粉原料用いもの適正生産技術等を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示場の設置に係る借上費、技術検討会や講習会を開催するための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金、技術の確立に必要な研究又は実証の取組に係る委託費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

イ 品質管理機器の整備に要する経費

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化、でん粉原料用いもの品質安定化に資する品質管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費を対象とする。

- （２）次に掲げる経費については国の助成の対象としない。ただし、力の規定にかかわらず、１件当たりの取得価格が５０万円以上の備品、器具等を取得する取組のうち地方農政局長が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができるものとする。

ア 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合や事業実施主体で具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに係る経費

イ 国の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組に係る経費

ウ でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産の推進を主目的としない取組に係る経費

エ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

オ 販売促進のためのＰＲ活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等のマスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催に係る経費

カ １（２）に掲げる品質管理機器の整備に要する経費を除くもののうち、１件当たりの取得価格が５０万円以上の備品、器具等を取得する取組に係る経費

４ 事業実施期間

実施期間は事業実施計画書に記載した事業実施年度とする。

５ 成果目標の設定

（１）成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から１つ以上設定するものとする。

ア 10a 当たりの収量を１％以上増加

イ 食品用でん粉販売金額のシェアを１.４％以上増加

ウ いもでん粉製造工場における製造歩留りを０.１％以上増加

（２）目標年度

成果目標の年度は事業実施年度の翌々年度とする。

６ 審査基準

本要領別表 4 の 2 の評価項目は以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・ 10a 当たり収量が 1 % 以上増加	10% 以上増加	5
		8 % 以上増加	4
		6 % 以上増加	3
		4 % 以上増加	2
		1 % 以上増加	1
		1 % 未満増加	0
	・ 食品用でん粉販売金額のシェアが 1.4% 以上増加	7.0% 以上増加	5
		5.6% 以上増加	4
		4.2% 以上増加	3
		2.8% 以上増加	2
		1.4% 以上増加	1
		1.4% 未満増加	0
	・ いもでん粉製造工場における製造歩留りが 0.1% 以上増加	0.5% 以上増加	5
		0.4% 以上増加	4
		0.3% 以上増加	3
		0.2% 以上増加	2
		0.1% 以上増加	1
		0.1% 未満増加	0
②事業実施主 体的確性	・ 効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用い もの生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を 有しており、事業を的確に行える能力を有しているか。	5 つ満たす。	5
		4 つ満たす。	4
		3 つ満たす。	3
		2 つ満たす。	2
		1 つ満たす。	1
		1 つも満たさない。	0
	・ 事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にあ るか、又は、生産者との契約により原料供給を受けている 関係にある、若しくはその関係になることが見込まれる か。		
	・ 農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場（又は同等 のでん粉を製造する工場）であるか、又は当該工場へので ん粉原料用いもの出荷を推進しているか。		
	・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律 第 109 号）第 35 条第 3 号の認定（経営改善計画の認定） を受けている工場であるか、又は当該工場へのでん粉原料 用いもの出荷を推進しているか。		
	・ 事業実施主体が所属する共同組織全体の集荷実績が、当該 道県のでん粉原料用いもの収穫量の 2 割を超えているか、 又は、当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進してい るか。		

第 2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－3により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

2 事業の承認

地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、別添3及び別添3－3により事業実施状況報告書を地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1（1）に基づき、別添4及び別添4－3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

Ⅲ－Ⅱ 農業機械等導入支援事業

Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ さとうきび農業機械等導入支援事業

第 1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、さとうきびの持続的な生産の強化に必要な次に掲げる農業機械等の導入又はリース導入に必要な経費を助成するものとする。

(1) 農業機械等

- ア ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- イ 株出管理作業機
- ウ 苗植付機
- エ 乗用トラクター
- オ 防除用機械
- カ 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。）
- キ 肥料散布機
- ク 耕土改良用機械
- ケ 耕うん用機械
- コ 碎土整地用機械
- サ 栽培管理用機械
- シ 搬出・搬入機
- ス 脱葉機
- セ 散水車（車と一体的なものに限る。）

(2) 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- ア 設置型農業用タンク
- イ 灌水ポンプ
- ウ 点滴チューブ
- エ スプリンクラー
- オ ろ過・淡水化装置

(3) (1) ア又はウの導入又はリース導入に併せて (1) シの導入又はリース導入を行う場合は、(1) ア又はウの能力・規模に見合った (1) シに限り、導入又はリース導入ができるものとする。

(4) (1) カのうち堆肥散布車又は (1) セの導入又はリース導入を行う場合は、公社、土地改良区、農業者の組織する団体又は民間企業が、市町村や島等広範囲において農業用に活用する計画に基づき、導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

2 補助要件

(1) 事業の対象地域の要件は、事業実施地区が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の指定地域の区域内にあることとする。

- (2) 事業実施主体は、別添 46-1 の環境負荷軽減のためのクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に取り組む内容について確認し、地方農政局等に提出するものとする。

なお、当該事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シートを提出している場合は、その報告をもって環境負荷低減チェックシートの提出に代えることができるものとする。

- (3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

- (ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (エ) 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。
- (オ) 取組の内容が、既存の農業機械等の代替としての、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (カ) 受益する農家戸数が、3 戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上従事する者）をいう。以下同じ。）5 名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数満たなくなった場合は、新たに事業参加者を募る等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。
- (キ) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等に鑑み適正であること。
- (ク) 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要最低限なものであること。
- (ケ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

特に、含みつ糖のみを生産する地区におけるケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合については、品質管理等の観点から、当該地区内に前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。

- (コ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。
- (サ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (シ) 1 の（1）のオのうち無人航空機（ドローン等）の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号消費・安全局長通知）等を遵守すること。

- (ス) 事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保され

ていること。

(セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(ソ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和6年4月時点に整備している、又は令和6年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知（以下「交付等要綱」という。））第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費一助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資

産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

ウ 本事業に係る補助金の額は、対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

（3）農業機械等のリース契約を締結する場合

補助対象経費は、リース契約に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

ア 保険料

イ 固定資産税（償却資産）

ウ 金利

エ その他農産局長が特に必要と認めるもの

なお、リース契約は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

（イ）リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

（ウ）本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）＋リース諸費用）×6/10以内

b リース料助成額＝（（リース物件価格－残存価格）＋リース諸費用）×6/10以内

（4）補助率

農業機械等の導入にあつては、物件価格の6/10以内。農業機械等のリース導入にあつては、リース料の6/10以内とする。

（5）事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

4 事業実施期間

事業の実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度とする。

5 成果目標

(1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

ア 10a 当たりの労働時間を10%以上削減

イ 作付面積を1%以上増加

ウ 生産量を5%以上増加

エ 作型別栽培の10a 当たり収量を5%以上増加

オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

なお、オについては、1 (1) イからエまで又はカからサまでの農業機械等を導入又はリース導入する場合に設定できるものとする。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】 ・ 10a 当たりの労働時間を10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	【b a以外で導入する場合】 ・ 10a 当たりの労働時間を10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・ 作付面積を1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・ 生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0

	・ 作型別栽培の 10a 当たり収量を 5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
	・ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加	30ポイント以上	5
		24ポイント以上	4
		18ポイント以上	3
		12ポイント以上	2
		6ポイント以上	1
		6ポイント未満	0
②地域における重要性	・ 取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・ 受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・ 事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・ さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）に位置付けられた取組となっているか。 ・ 雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入しているか。 ・ 事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。	5つ以上満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－4により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。
- (2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1－4の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別添3及び別添1－4により地方農政局長に報告するものとする。
 - ア 農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌年度から成果目標の目標年度の翌年度までの間、毎年度。
 - イ 農業機械等のリース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度。なお、成果目標の目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別添3及び別添3－4により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の4に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4－3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業の着手等

- (1) 本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイ

プ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- （２）補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （３）補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- （１）購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合
- （２）事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- （３）農業機械等又はリース物件が消滅又は消失した場合
- （４）地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- （５）締結された購入契約又はリース契約が、第１の３に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- （６）第３に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置など、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ 北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、農業機械等の導入又はリース導入に必要な経費を助成するものとする。

(1) 北海道におけるてん菜及びばれいしょの生産に係る農業機械等

- ア 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- イ ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- ウ プランター
- エ ブームスプレーヤ
- オ 茎葉裁断機
- カ ハーベスタ
- キ 除土積込機
- ク セルフアンローダー
- ケ 粗選別機
- コ 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入又はリース導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

- (ア) 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。
- (イ) イからカまでに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。
- (ウ) 導入又はリース導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
- (エ) 乗用トラクター規格が、導入又はリース導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(2) 南九州におけるかんしょ生産に係る農業機械等

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスタ

2 補助要件

- (1) 事業実施地区が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域の区域内にあること。
- (2) 事業実施主体は、別添46-1の環境負荷軽減のためのクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に取り組む内容について確認し、地方農政局等に提出するものとする。

なお、当該事業実施主体が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第3条第1項第1号又は第2号の規定に基づく生産条件に関する不利を補正するための交付金若しくは砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境と調和のとれた

農業生産の実施状況に係る点検シートを提出している場合、その報告をもって環境負荷低減チェックシートの提出に代えることができるものとする。

(3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

- (ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。
- (エ) 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。
- (オ) 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (カ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たなくなった場合、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。
- (キ) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等に鑑み適正であること。
- (ク) 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要な最低限なものであること。
- (ケ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (コ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (サ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (シ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ス) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和6年4月時点に整備している、又は令和6年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業

実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等の事項については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、導入の場合は購入価格、リース導入の場合は農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）とする。

なお、購入契約及びリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸に関する契約をいう。以下同じ。）は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

(2) 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(3) 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内

イ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1 / 2$ 以内

(4) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度とする。

5 成果目標

(1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

ア 作付面積を1%以上増加

イ 労働時間を10%以上削減

ウ 10a 当たり収量を2%以上増加

エ 高糖性、加工適性、病害虫抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5%以上増加又は、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30%以上増加

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	・ 作付面積の増加率 1 % 以上	10%以上	5
		8 % 以上	4
		6 % 以上	3
		4 % 以上	2
		1 % 以上	1
		1 % 未満	0
	・ 労働時間の削減率 10% 以上	20%以上	5
		17.5%以上	4
		15%以上	3
		12.5%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・ 10a 当たり収量の増加率 1 % 以上	10%以上	5
		8 % 以上	4
		6 % 以上	3
		4 % 以上	2
		1 % 以上	1
		1 % 未満	0
	・ 優良品種の作付面積の増加率 5 % 以上	15%以上	5
		12.5%以上	4
		10%以上	3
		7.5%以上	2
		5 % 以上	1
		5 % 未満	0
	又は	5 % 未満	0
	・ 事業対象品目の現行作付面積のうち優良品種が作付け	又は	

	されていない面積における当該品種の作付面積の増加率 30%以上 50%以上 45%以上 40%以上 35%以上 30%以上 30%未満	5 4 3 2 1 0
②地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。 ・事業実施主体又は構成員がこれまでに（事業応募前年度時点）、規模拡大の取組を実施しているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。 5 4 3 2 1 0

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－5により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- （1）地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき第1の2（2）の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。（2）本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1－5の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、次に掲げる年度の7月末日までに、前年度における事業実施状況を別添3及び別添1－5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。

ア 農業機械等の導入の場合は、事業実施年度の翌年度から成果目標年度の翌年度までの間、毎年度。

イ 農業機械等のリース導入の場合は事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度。

なお、成果目標の目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別添3及び別添3－4により地方農政局長に報告するものとする。

- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。

- (3) 地方農政局長は、第4の4に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1（1）に基づき、別添4及び別添4－3により自己評価を行い、成果目標の達成状況について地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業の着手等

- (1) 本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。

- (2) 事業実施主体は、原則として一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。

- 2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の（2）のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者

(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- (3) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 締結されたリース契約が、第1の3に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ－Ⅲ さとうきび産地確立実証事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 本事業は、近年の省力的な株出栽培の普及に伴う栽培環境の変化や台風等の気象災害リスク等に対応するための技術的な栽培実証、高齢化や人手不足への対応等、地域の生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証、島内の地域資源を活用した資源循環体制の構築に向けたグリーン化実証等、さとうきびの安定生産を図る上で必要となる実証について、以下の取組に係る経費（事務に要する経費を含む。）を助成するものとし、以下のイ及びウについては必ず取り組むものとする。

なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等については、付票1に定めるとおりとする。

ア 検討会の開催

地域ぐるみでの効果的な実証となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を開催するものとする。

イ 課題解決に向けた取組

以下の（ア）から（ウ）までに係る実証、これらの実証に必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

- （ア）気象や土壌条件など地域の特性を踏まえた新品種への転換、台風被害の低減に資する防風林の設置といった自然災害リスクへの対応、機械導入率の低い植付作業における効率的な機械利用、島内資源を有効活用した土づくり等、さとうきびの安定生産に資する技術的な栽培実証。

- （イ）収穫作業との競合や労働力不足から遅れが生じている春作業（株出管理・植付け、土づくり）を適期適切に実施するための体制構築、オペレーター等の人材を地域内で効率的に調整するための体制構築等、生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証。

- （ウ）有機資源の供給、堆肥の生産、さとうきび生産における堆肥の活用のサイクルを加速化するための体制構築、低コストな堆肥の製造・供給体制、さとうきび生産に適した堆肥の開発等、島内の有機資源を安定的に土づくりに活用するための島内資源循環システムの構築など、環境に配慮した生産に関する実証（グリーン化実証）。

ウ 実証結果の普及

イで行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者への実証結果の普及を行うものとする。

(2) 取組における留意事項

- ア 実証において、さとうきびの新品種等を取り扱う場合、本取組の対象となるさとうきびの新品種等は、本取組を行う産地で未導入又は導入後5年未満の品種とする。また、新品種等には、品種登録出願中又は3年以内に出願が見込ま

れる品種・系統を含むものとするが、出願前の系統を対象とする場合は、未譲渡性の要件（出願日から１年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から４年（材木、鑑賞樹、果樹などの木本性植物は６年）遡った日より前に譲渡していないことをいう。以下同じ。）に抵触してはならないものとする。なお、この場合の事業実施主体は協議会に限るものとし、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。さらに、新品種等の導入実証において品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関（育種機関）を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。

イ 付票１の１のうち（６）の堆肥散布車又は（１３）の散水車の導入・改良は、事業実施主体が、市町村、島等の広範囲において農業用に活用する計画に基づいた場合に限るものとする。なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

２ 補助要件等

（１）事業の対象地域は、さとうきびに係る指定地域の区域内（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和４０年法律第１０９号）第１９条第１項の指定地域をいう。）にあることとする。

（２）事業実施主体は受益農業者に対して、別添４６－１の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に取り組む内容について確認・提出させるとともに、毎年度とりまとめた上で地方農政局等に対して当該環境負荷低減チェックシートを提出するものとする。

なお、当該受益農業者が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第１９条第１項の規定に基づく甘味資源作物交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シートを提出している場合、その報告をもって環境負荷低減チェックシートの提出に代えることができるものとする。

（３）事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。

ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

エ 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。

オ 取組の内容が、地域における「さとうきび増産プロジェクト」の推進に資する取組であること。

カ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上、安定生産に寄与すると認められること。

キ 取組が実施されることが確実と見込まれること。

（４）取組を実施する上で、農業機械等の導入又はリース導入が必要となる場合は、

以下の事項に留意すること。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

- (ア) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (イ) 助成の対象となる農業機械等は、実証を行う上で、追加的に必要となるものに限ること。
- (ウ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (エ) 農業機械等の種類や能力・規模が、実証等の内容からみて適正であること。
- (オ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- (カ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、含みつ糖のみを生産する地区でケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合、品質管理等の観点から、前処理施設、精脱葉施設等が整備されていること。
- (キ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (ク) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ケ) 農業機械等の導入・改良を伴う取組を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (コ) 付票1の（5）のうち無人航空機（ドローン等）の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。
- (サ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (シ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和6年4月時点で整備している、又は令和6年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林

水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担(事業費－助成金)／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1) 補助対象とする経費は、本要領別表1の6(3)ウに定めるもののうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

取組の実施方法・内容を定めるための検討会の開催等に必要となる事業費(会場借料、通信・運搬費、印刷製本費等)、旅費、謝金、役務費、雑役務費等の経費

イ 技術的な栽培実証の取組

実証ほ場の設置、生産資材(種苗、肥料、農薬)や農業機械の導入など、糖度・単収の向上が期待される優良品種の導入、自然災害被害の抑制手法(効率的な防風林の設置方法や干ばつに対応した節水型灌漑技術等)の導入等の栽培に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金等、役務費等の経費

ウ 担い手や作業受託組織の生産体制実証の取組

新たな作業員・オペレーターの雇用と育成、農業機械の導入など、春作業(株出管理・植付け、土づくり等)を適期に行うための体制構築、農繁期の作業分散等の担い手や作業受託組織等の生産体制に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費、研修受講費等)、備品費、賃金、役務費等の経費

エ グリーン化実証の取組

畜産農家等と連携したさとうきび生産に適した堆肥の開発、堆肥の原料供給、生産、利用に向けたマッチング体制の構築、堆肥の低コスト生産・供給など、環境に配慮した生産性向上に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金、役務費等の経費

オ 実証結果の分析

実証した取組の導入効果や経営改善効果の分析等に必要となる事業費(通信・

運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費等）、賃金、旅費、謝金、委託費、役務費等の経費

カ 実証結果の普及

実証した取組内容の報告会やマニュアルの作成等に必要となる事業費（会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費等）、賃金、旅費、謝金等の経費

（２）次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

ア 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

イ 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組

ウ 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

エ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

オ 不動産、船舶、飛行機又は 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組（農業機械等の導入・改良を行う場合は除く。）

カ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

（３）（２）のオの規定にかかわらず、地方農政局長が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において地域全体で取り組む灌水対策に必要となる 50 万円以上の器具（灌水タンク等）の取得等）については、本事業の補助対象とすることができる。

（４）申請できない経費

ア 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

イ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

ウ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

4 補助率

補助率は定額とする。ただし、農業機械等の導入にあっては、実勢価格の 6/10 以内、農業機械等のリース導入にあっては、リース料の 6/10 以内とする。

5 農業機械等の導入又はリース導入を伴う実証における留意事項

（１）農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

ア 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

イ 機械設備の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の（2）のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用すること。

（2）農業機械等を導入する場合

ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

ウ 本事業に係る補助金の額は対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

（3）農業機械等のリース契約を締結する場合

ア 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

（ア）保険料

（イ）固定資産税（償却資産）

（ウ）金利

（エ）その他農産局長が特に必要と認めるもの

イ リース事業者とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

（イ）リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

ウ 本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）＋リース諸費用）×6/10 以内

（イ）リース料助成額＝（（リース物件価格－残存価格）＋リース諸費用）×6/10 以内

（4）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了してい

る事業については、本事業の対象としないものとする。

6 その他留意事項

- (1) 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付するものとする。

- (2) 実証によって得られた収穫物や加工品等を販売する場合にあっては、これらの実証を通常の営農行為等と比べた際に掛かり増しとなる経費のみを補助対象とする。

7 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

8 成果目標

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から、実証内容に沿ったものを1つ以上設定するものとする。

- ア 実証地区における10a当たり労働時間を10%以上削減
- イ 実証地区における10a当たり収量を5%以上増加
- ウ 作業受託面積又は作付面積を1%以上増加
- エ 適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）を1%以上増加
- オ 地域等における会議での発表等普及啓発を1回以上実施
- カ 実証成果の導入面積（又は面積割合）を1%以上増加
- キ 実証地区における新たに確保する労働力を1人以上増加

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度又はその翌年度とする。

9 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。なお、事業実施主体が既に承認を受けた事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・実証地区における10a当たり労働時間の削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0

	・実証地区における10a当たり収量の増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
	・作業受託面積又は作付面積の増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）の増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・地域等における会議での発表等普及啓発を実施	5回	5
		4回	4
		3回	3
		2回	2
		1回	1
		1回未満	0
	・実証成果の導入面積（又は面積割合）の増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・実証地区における新たに確保する労働力の増加	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
		0人	0

②地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と認められている者がいるか。	1つも満たさない。	0
	・さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）に位置付けられた取組となっているか。		
	・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。		

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－6により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。

(2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1－6の事業実施変更計画書により協議を行うものとする

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

(1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度から成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに前年度における事業実施状況を別添3及び別添3－5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第 18 の 1 の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添 2 により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第 4 の 5 に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第 7 の 1 (1) に基づき、別添 4 及び別添 4-3 により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第 4 その他

1 事業の着手等

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第 1 の 6 の (2) のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 の 1 の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けたうえで、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 1 号により地方農政局長に届け出るものとする。

4 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けること等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

5 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約、リース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- (3) 農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 締結された購入契約又はリース契約が、第1の3に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

6 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

7 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 特許権等の帰属等

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠権を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、別添7により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該特許権等の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者

に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

9 収益納付

(1) 事業実施主体は、特許権等に伴う収益が生じた場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認められる場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の報告に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに企業化に関連して支出された総額で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施による経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

付票 1

実証を行う上で農業機械の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等

農業機械等名
1 農業機械等 (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） (2) 株出管理作業機 (3) 苗植付機 (4) 乗用トラクター (5) 防除用機械 (6) 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） (7) 肥料散布機 (8) 耕うん用機械 (9) 碎土整地用機械 (10) 栽培管理用機械 (11) 搬出・搬入機 (12) 脱葉機 (13) 散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。） (1) 設置型農業用タンク (2) 灌水ポンプ (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー） (4) ろ過、淡水化装置
3 その他の農業機械等 1 及び 2 に定める農業機械等のほか、地方農政局長が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。